

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

神奈川県

2 構造改革特別区域の名称

神奈川県福祉有償運送セダン型車両特区

3 構造改革特別区域の範囲

神奈川県内全域のうち大和市域を除く地域

(添付書類「1 - 1 構造改革特別区域に含まれる行政区画を表示した図面」のとおり。大和市域は平成 16 年 4 月 1 日付けで既に認定を受けている。)

4 構造改革特別区域の特性

神奈川県の推計人口は平成 16 年 4 月 1 日現在で 8,702,885 人であり、このうち移動制約者は平成 15 年度末で 479,007 人(推計人口の約 5.5%)にのぼり、通院など外出する際の支援を必要としている。そのうち、移動に介助等が必要であるが、下肢障害がないことで福祉車両の使用に適していない視覚障害者 16,664 人、内部障害者 55,047 人、知的障害児者把握数 35,295 人、精神障害児者数 32,309 人が含まれている。また、概ね、要介護 3 以上の者については福祉車両での輸送が基本となるが、要支援 25,685 人、要介護 1 : 65,546 人、要介護 2 : 32,162 人の全員が福祉車両の使用に適しているわけではない。(表 1)

これに対し、県内タクシー等事業者の車両数は平成 15 年度末で 13,509 台(うち福祉車両 64 台)及び患者等限定輸送事業者の福祉車両 149 台であるが、福祉車両が非常に少ないことや、介助を必要とする移動制約者数が膨大であることから、県内移動制約者のニーズに必ずしも十分に対応できる状況にはないものと考えられる。(表 2)

また、福祉有償運送の必要性、安全の確保及び利便の確保に係る方策等を協議するために設置することが求められている運営協議会については、地域福祉の推進主体が市町村であること(社会福祉法第 107 条)や N P O 等の活動状況が地域によって異なることから、市町村が地域の実態に応じて設置することが望ましいとして、単独又は複数市町村での設置を県として誘導している。その結果、単独 2 市及び 6 ブロックの複数市町村での運営協議会の設置の準備等が進められている。

なお、大和市では、平成 15 年度に福祉車両特区、16 年度にセダン型特区の認定を受け、運営協議会の議を経て、3 団体(うち 2 団体はセダン型車両を使用)が道路運送法第 80 条第 1 項の許可を得て、福祉有償運送を実施している。

表 1：県内移動制約者の状況（平成 15 年度末）

移動制約事由の内容	人数	内訳	人数
要支援・要介護認定者数	198,382	要支援	25,685
		要介護 1	65,546
		要介護 2	32,162
		要介護 3	25,807
		要介護 4	24,832
		要介護 5	24,350
身体障害者手帳交付者数	213,021	視覚障害	16,664
		聴覚・平衡機能障害	18,663
		音声・言語・そしゃく機能障害	2,320
		肢体不自由	120,327
		内部障害	55,047
知的障害児者把握数	35,295	重度	15,786
		中度	10,320
		軽度	9,189
精神障害児者数（平成 14 年度末）	32,309		
合 計（重複あり）	479,007		

表 2：県内タクシー等車両数（平成 15 年度末）

法人タクシー	10,483
個人タクシー	2,759
ハイヤー	203
福祉車両	64
合 計	13,509

このほかに限定事業者福祉車両が 149 台

参考：社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

5 構造改革特別区域計画の意義

移動制約者の移動手段の確保という課題を、多くのボランティアの協力を得て、地域において自ら解決しようという市区町村社会福祉協議会や N P O 法人等の取組みについて、福祉車両のみならず、セダン型等の一般車両の使用に拡大して取り組むことを可能とすることにより、事業の実施体制を整えるとともに事業に活力を与え、民間の自主的活動による地域福祉の充実を推進することができる。

また、広域的な観点から市町村事業の健全な発達のための基盤整備の一つとして（社会福祉法第 108 条）県域でのセダン型車両特区の認定を受けることにより、地域福祉推進の主体である市町村が、地域の状況を踏まえて主宰する運営協議会において、福祉車両のみならず、セダン型等の一般車両の福祉有償運送における必要性も含めて協議することを可能とし、市町村の事務事業の円滑化を図ることができる。

参考：社会福祉法（抜粋）

（都道府県地域福祉支援計画）

第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

6 構造改革特別区域計画の目標

福祉有償運送の幅広い円滑な実施を通じて、自主的に活動に参加する県民の増加と、地域における NPO 等の活動の活発化を促進し、本県が地域福祉の推進にあたり、目指す社会の姿としている「誰も排除しない、誰も差別されない社会」及び「共に生き、支え合う社会づくり」に寄与することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

従来、ともすれば、家に閉じこもりがちだった移動制約者が、福祉有償運送による通院・通所の円滑化により、より十分な医療及び福祉サービスを受けることが可能となり、症状の改善等に寄与するのみならず、街に出るバリアーが小さくなることにより、移動制約者の社会参加や消費行動が促進されるとともに、介護等に専従してきた家族が就業することを可能とし、地域社会及び地域経済に大きな波及効果をもたらし、地域の雇用の創出と労働人口の拡大に資するものと考えられる。

また、福祉車両のみならずセダン型等の一般車両の使用を可能とすることで、自家用車を持ち込んで担い手として自主的に参加する県民の参加と確保を容易とし、福祉有償運送の円滑な実施を推進し、地域社会、地域経済及び地域雇用への波及効果を担保することができるものと考えられる。

8 特定事業の名称

NPO 等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業
1206(1216)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（1）神奈川県福祉の街づくり推進協議会での審議

神奈川県では、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会

に参加することができる「福祉のまちづくり」を推進するために、平成7年3月に神奈川県福祉の街づくり条例を制定した。この条例第7条に基づき、県民、事業者、行政等からなる「福祉の街づくり推進協議会」を設置し、団体相互の理解を深めるとともに、協調して「福祉のまちづくり」を推進している。

この協議会には、鉄道、バス、タクシー等の交通事業者と、身体障害者団体、知的障害者団体、高齢者団体等の利用者県民、交通工学の学識経験者が含まれ、県内の福祉有償運送の状況や支援の方向性等が話し合われている。

(2) かながわボランティア活動推進基金21を活用した福祉有償運送円滑化支援

ボランティア活動の自主性、主体性を尊重しながら、県と団体等が協力し合い協働して事業を進めていくことや、活動を促進するための支援を目的として、平成13年4月に「かながわボランティア活動推進基金21」が設置された。

この基金を活用した協働事業負担金対象事業として、神奈川県内の福祉有償運送実施NPO等で構成された「かながわ福祉移動サービスネットワーク」と協働して、運転者・運行管理責任者育成研修モデルの構築及び研修の実施、国土交通省ガイドラインへの適正対応誘導のための普及啓発などを実施する「福祉有償運送円滑化支援事業」が採択されるべく調整を行っている。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業
1206(1216)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内においてセダン型等の一般車両を用いて輸送サービスを実施する社会福祉法人及びNPO法人等の非営利法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

本県内に事務所を有する社会福祉法人及びNPO法人等の非営利法人が、大和市内を除く本県内を事業範囲として、単独又は複数市町村共同で設置された運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を得て、会員である要介護高齢者や身体障害者等の移動制約者をセダン型等の一般車両により有償輸送サービスを実施する。

5 当該規制の特例措置の内容

福祉有償運送の使用車両については、車いすのためのリフト等特殊な設備を設けた自動車、又は、回転シート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車に限定されているが、特例措置として、セダン型等の一般車両の使用を認めるものである。

なお、福祉車両又はセダン型車両による福祉有償運送の必要性等を協議するための運営協議会については、市町村が主宰することとし、単独2市（横浜市、川崎市）及び6ブロックにおける複数市町村共同設置の準備が進められている（大和市は設置済）。

地区福祉有償運送市町村共同運営協議会

（1）設置及び運営

福祉有償運送の必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するため、「地区福祉有償運送市町村共同運営協議会（以下「運営協議会」という。）」を設置する。（共同設置ブロック 図1）

運営協議会は、地区内の市町村が共同で設置し、主宰する。

運営協議会事務局は、地区内の市町村が建制順に担当し、福祉有償運送所管

課が庶務を処理する。任期は1年間とする。

構成員

ア 地区内の市町村毎に選任される委員

- ・住民の代表
- ・社会貢献を行っているNPO等の代表（有償運送事業の運送主体を除く）
- ・市町村職員

イ 協議会全体として選任される委員

- ・利用者の代表
- ・社団法人神奈川県タクシー協会の代表
- ・神奈川県個人タクシー協会の代表
- ・全神奈川県ハイタク労組連絡会議の代表
- ・国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局職員
- ・神奈川県職員

運営方法

運営協議会の議事は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、会長、副会長及び事務局を担当する市町村の選任した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(2) 有償運送の条件

運送主体

当該輸送の確保について市町村長名で具体的協力依頼を行うNPO法人、社会福祉法人、公益法人ほか営利を目的としない法人で、運営協議会の協議を経て許可を取得した事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた登録会員及びその付添人とする。

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

運送対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者・住民等であることの実事その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

使用車両

- ・使用する車両については、運送主体が使用権原を有していること。
- ・福祉車両は、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。
- ・運営協議会の協議によって認められたセダン型等車両であること。
- ・外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示すること。

運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。

これにより難しい場合は運営協議会において以下の点について協議をし、適当と認められた者とする。

- ・申請日前3年間運転免許停止処分以上を受けていないこと
- ・神奈川県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を終了した者
- ・移送サービスマニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を終了した者
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る）に加入していること。

運送の対価

運送の対価については、当該地域における一般旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性等を勘案しつつ、営利に至らない範囲として、一般旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね2分の1を目安に設定するものとする。

運営管理体制

運送主体において、運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。

図1 福祉有償運送運営協議会 共同設置

